

## 女川町中小企業及び小規模企業振興基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、本町における中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）が、地域経済に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し基本理念を定め、町、中小企業者等、産業団体等及び町民の役割を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図り、その持続的発展をもって地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 産業団体等 商工会その他中小企業及び小規模企業の振興を支援する団体で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

### (基本理念)

第3条 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしていることを踏まえ推進されなければならない。

- 2 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者等による創意工夫及び自主的な取組を支援することを基本として推進されなければならない。
- 3 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者等の事業の持続的発展を図ることを目的として推進されなければならない。
- 4 中小企業及び小規模企業の振興は、町、中小企業者等、産業団体等及び町民が連携しながら推進されなければならない。

### (町の役割)

第4条 町は、基本理念に基づき、中小企業者等の創意工夫及び自主的な取組を尊重し支援するものとする。

- 2 町は、基本理念に基づき、中小企業者等の状況を的確に把握し、

適切に施策に反映するものとする。

3 町は、前2項の規定に基づき、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。

(中小企業者等の役割)

第5条 中小企業者等は、基本理念に基づき、その事業の持続的発展を図るため、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

(産業団体等の役割)

第6条 産業団体等は、基本理念に基づき、中小企業者等の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の役割)

第7条 町民は、基本理念に基づき、中小企業者等が地域経済の活性化、雇用環境の整備等、町民生活の向上において重要な役割を果たしていることを踏まえ、中小企業者等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 町は、その役割を果たすため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 経営資源の確保、経営基盤の強化及び経営の安定に関すること。
- (2) 事業承継及び創業促進に関すること。
- (3) 人材育成、雇用の確保及び定着に関すること。
- (4) 販路の開拓、新商品等の情報発信及び研究開発能力の育成に関すること。
- (5) 資金調達の円滑化を図るための融資制度等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、中小企業及び小規模企業の振興に関すること。

(小規模企業者への支援)

第9条 町は、前条に掲げる施策の推進にあたり、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の実情を踏まえ、小規模企業者に対するきめ細かな支援に努めるものとする。

(計画の策定)

第10条 町長は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の推進を図るため、中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的な計画

(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画を定めるときは、あらかじめ中小企業者等及び産業団体等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第11条 町は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、中小企業者等の振興に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。